

4. 補完計画の重要政策課題（案）¹⁰⁾

所得

- 課題 1 退職給与（退職金）制度を退職年金へと段階的に転換
- 課題 2 退職年金の老後所得保障機能の強化
- 課題 3 個人年金の活性化
- 課題 4 次上位地域加入者の国民年金保険料支援を検討
- 課題 5 公的・私的年金連携の総合ポータル構築を推進
- 課題 6 老後設計支援法の制定
- 課題 7 人口構造の変化による資産市場変化に対応するための戦略を立てる

健康

- 課題 8 自己で事前管理できる健康増進システムの構築
- 課題 9 地域社会中心の健康守りシステムづくり
- 課題 10 高齢者健康政策の制度基盤づくり及び認知症高齢者の管理システムの構築
- 課題 11 老人長期療養保険制度の内実化
- 課題 12 高齢社会に備える医療保障性の強化
- 課題 13 高齢化に備える医療費財政の合理化を努力推進する

社会参加

- 課題 14 より多くの高齢者がより長く働ける制度基盤づくり
- 課題 15 生涯学習の拡大により高齢人材の生産性を向上させる
- 課題 16 ボランティア及び余暇活動の活性化

住居・交通

- 課題 17 高齢者特性に合わせた住居環境施設の改善
- 課題 18 高齢者移動権を保障する交通環境の整備
- 課題 19 高齢者が住みやすい農漁村生活環境の醸成

老後設計

- 課題 20 老後設計支援サービスの強化

推進インフラの育成

- 課題 21 高齢社会に備えるためのハブ機関を育成する

IV. 『独居老人総合支援対策』について

- ・独居老人対策は、2007 年から、老人の孤独死を予防するための安否確認サービスをはじめ

¹⁰⁾ 「補完版」 pp.15～50 諸課題のタイトルのみ翻訳。

めに行われてきた¹¹⁾。

- ・独居老人に対する支援策は、老人福祉法第27条の第2項「ひとり暮らしの老人に対する支援」を根拠に、全体的な老人福祉対策の枠組のなかで推進されてきた。
- ・保健福祉部は、独居老人の急激な増加及び独居老人の脆弱な生活現況（貧困・安全・自殺など）を背景に、単純な安全確認中心の独居老人政策の限界を補完するため、民・官が協力して独居老人を保護・支援する「独居老人総合支援対策」（2012.5.11）を発表した。

1. 独居老人の実態及びサービス支援現況¹²⁾

①独居老人は、所得・健康・社会的関係などのあらゆる分野において脆弱である。

- ・【所得】最低生計費以下の独居老人は全体の42.4%(50万名)であり、基礎生活保護等の所得保障支援を受け取っている独居老人は、約31.8万名である。
 - *基礎生活保障受給者：23.4万名、高齢者雇用：8.4万名
- ・【日常生活】日常生活の遂行が困難な独居老人は、全体の17%(20万名)であり、長期療養等のサービスを受けている高齢者は、約6.3万名である。
 - *長期療養対象者(32万名)のうち独居老人は3万名、高齢者介護総合サービス：27万名、老・老ケア：6千名。
- ・【安全確認】独居老人は、危機状況において非常に脆弱であるが、安全確認や救急時に救助が得られる独居老人はわずか17.4%(20.7万名)にすぎない。
 - *高齢者基本介護サービス：14.2万名、独居老人愛結び事業：3.5万名、救急安全ヘルパー：3万名。
- ・【自殺】高齢者10万名あたり81.9名が自殺（アメリカ：14.2名、日本：17.9名）。とりわけ独居老人の自殺率はより高いと推測されるものの、別途の支援システムは不足している。
 - *独居老人世帯：自殺を考えた経験率15.1%、自殺を考えた人のうち試し率11.8%。

¹¹⁾ 2013年2月26日、保健福祉部老人政策課への電話調査より。

¹²⁾ 保健福祉部(2012)「独居老人総合支援対策」p.2

図6 独居老人の生活実態及びサービス支援の現況

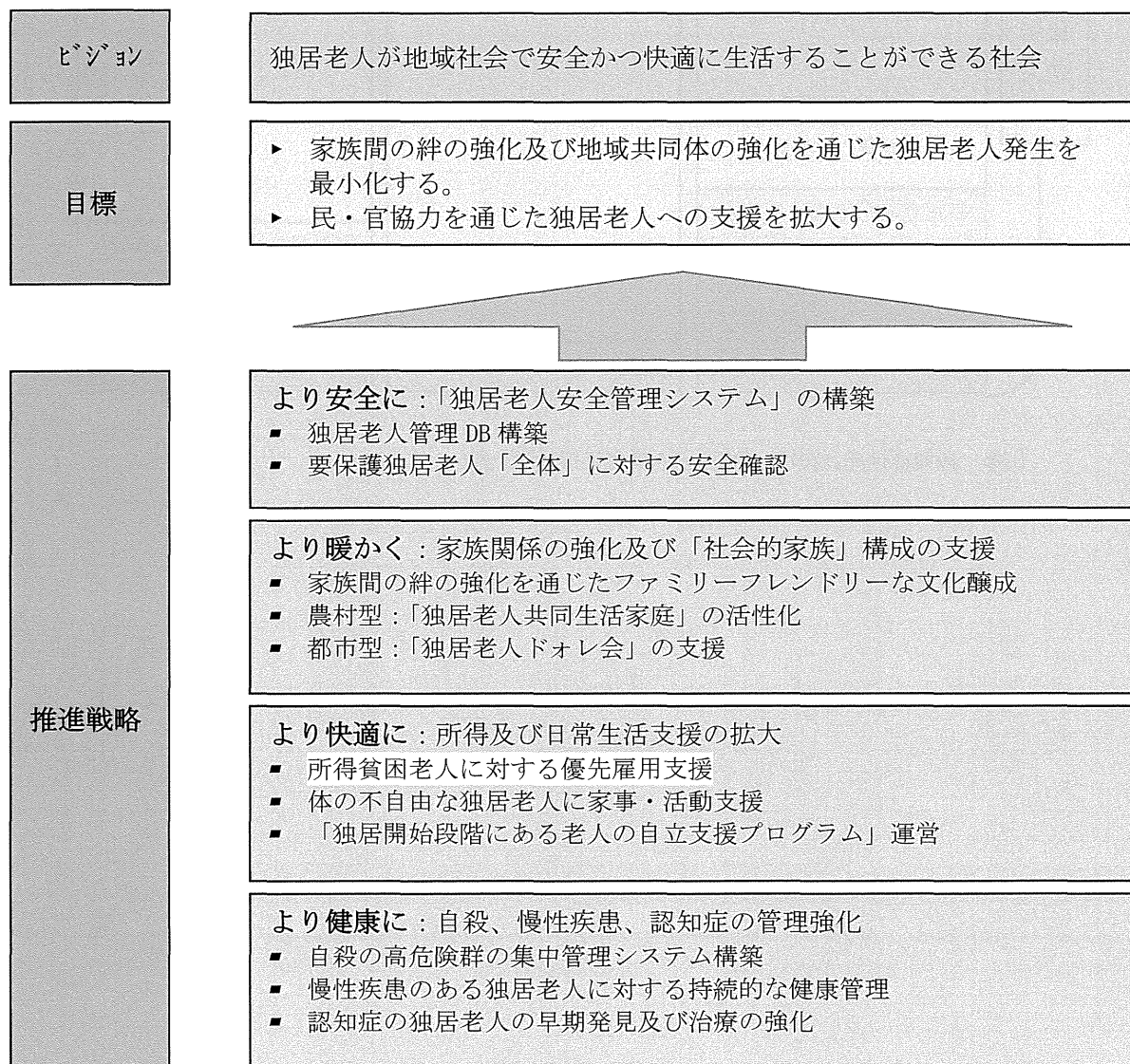
	所得	日常生活の実行能力	安全確認
独居 老人 119万	中位所得 50%以下(91万)		
	最低生計費以下(50万)		
	高齢者雇用(8万、7.1%)		
	基礎受給者(23万、19.7%)	日常生活実行能力の制限 (20万)	要保護独居老人(30万推定)
		療養+ケア等(6万、5.3%)	救急安全ケア(3万、2.5%)
		基本老人ケア (14万、12.0%)	

出典：保健福祉部（2012）『独居老人総合支援対策』p.2

2. ビジョン及び推進戦略

独居老人支援対策のビジョンや推進戦略は次のようにまとめられる。

図7 独居老人支援対策のビジョン及び推進戦略



出典：保健福祉部（2012）「独居老人総合支援対策」 p.3

3. 具体的な推進課題¹³⁾

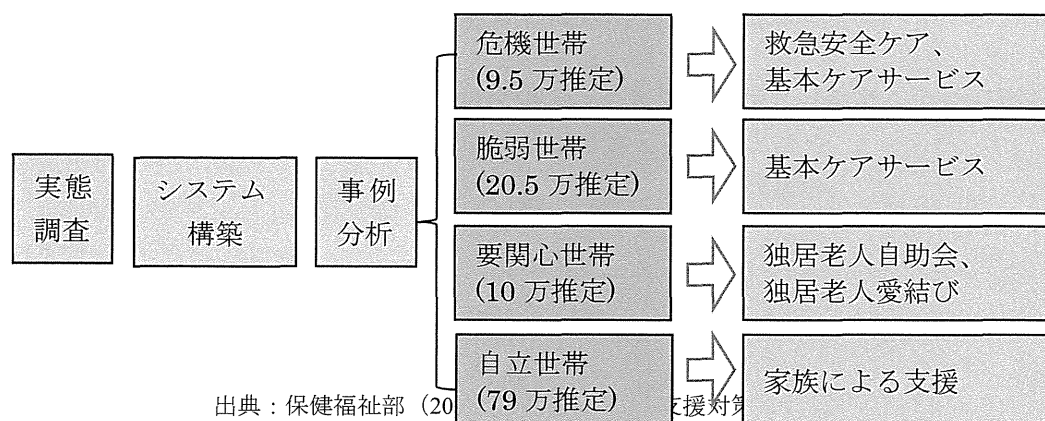
(1) より安全に：「独居老人安全管理システム」の構築

- ▶ 独居老人「全体」に対する現況調査を土台に独居老人を分類し、要保護独居老人「全数」に対して安全確認システムを構築

①独居老人管理 DB 構築

- ・【現況調査】独居老人全体の所得・健康・住居・社会的関係などに対する現況調査を年に1回実施することを推進する。(5,485名の高齢者ヘルパーを通じて2012.4～6実施。)
- ・【システム構築】個人情報の活用に同意した独居老人を対象にデータベース(DB)を構築して電算システムで管理する。既に構築された電算システムを拡大改編する。
- ・【分類】欠食回数や社会的関係、日常生活の遂行能力などを分析し、保護必要程度により危機／脆弱／要関心／自立世帯と分類する。
 - ・危機世帯：社会的関係の断絶、日常生活能力が著しく制限される。
 - ・脆弱世帯：社会的交流が一部行われるものの、日常生活能力に制限が多い。
 - ・要関心世帯：家族及び隣人との関係はあるものの、福祉サービスのニーズが高い。
 - ・自立世帯：家族との絆が強く、すべての日常生活を自分で営める。
- ・【活用】危機／脆弱集団（30万を推定）は公共サービスで、要関心集団（10万を推定）は民間資源を活用して独居老人安全ネットワークを構築する。

図8 「独居老人安全管理システム」構築による対象者分類



②要保護独居老人「全体」に対する安全確認

- ▶ 独居老人の生活環境や家族関係により、安全確認の供給主体を定める。
- *危機／脆弱／要関心の独居老人を社会的ケアが必要な「要保護独居老人」に選定する。

13) 「独居老人総合支援対策」pp.4～13を翻訳・整理した。

○社会的環境が微弱で日常生活能力に制限があつて、社会的保護のニーズが高い独居老人に対しては、公共のケアサービスを提供する。

【危機／脆弱世帯】30 万名と推定される危機・脆弱世帯全体に対して、救急安全ケア、基本ケアサービス等の公共サービスを段階的に拡大して推進する。
(緊急安全ケア) 危機世帯全体(9.5 万名推定)を対象に、ガス・火災感知器や緊急呼出ボタンを設置して、救急状況に迅速に対応する。(現在、5 万世帯に構築中)
(基本ケアサービス) 約 30 万名の危機・脆弱世帯を対象に、ヘルパーが直接訪問や電話を通じた安否確認のサービスを提供する。

*2012 年：14.2 万名(12.0%) → 2015 年：30 万名(21.8%)

○【要関心事帯】「要関心事帯独居老人」全員(10 万名)の 1:1 の結縁を目標に、民間のボランティアを活用した「独居老人愛結び」及び「良い隣人」事業を推進する。

・宗教界、大韓赤十字、YWCA、YMCA、老人団体等と協力体制を構築する。特に、地域社会の中で、アクセスの高い宗教団体の独居老人に対する関心事及び精神的サポートの拡散を誘導する。

(1・3 世代間) 核家族化によって高齢者に対する理解が不足している青少年たちが、孤独な独居老人と「第 2 の祖孫」としての結縁関係を形成する。

(1・2 世代間) 婦人会、大韓赤十字ボランティア、宗教団体ボランティア等の 2 世代が、独居老人と結縁し、定期的に訪問及び支援を行う。

(同年代間) 大韓老人会及び老人福祉館のボランティアと独居老人の 1:1 結縁で、敬老堂や老人福祉館の利用など、社会的参加の活性化を誘導する。

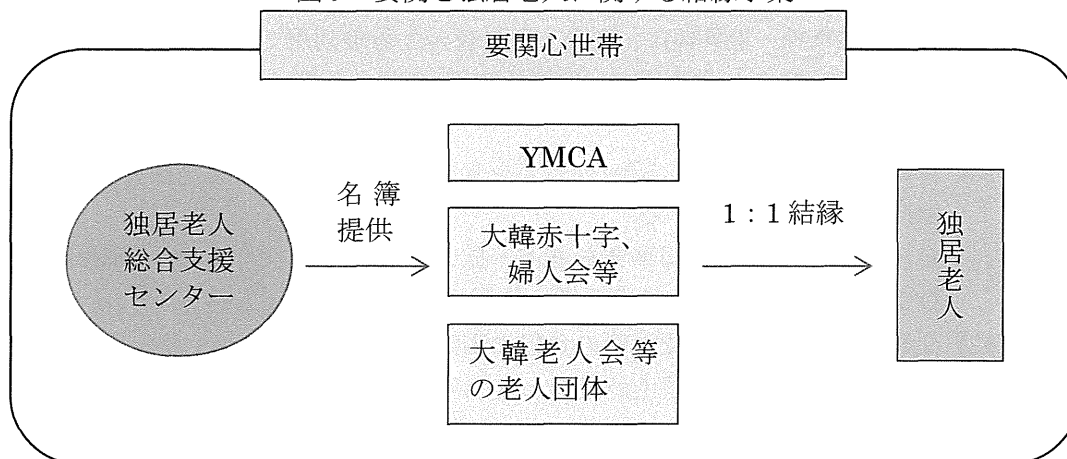
【対象者選定支援】「独居老人総合支援センター」で、参加を希望するボランティア団体にご希望地域の要関心事帯独居老人の名簿を提供する。

【誘導システム整備】学生個人ではなく学校単位の参加と、ボランティア時間を授業時間として認めて、青少年たちの積極的な参加を誘導する(教育科学技術部の協力)。

事例：【清涼情報高校の独居老人結縁事業】

一学年全体（180名）が独居老人と結縁し、月1回訪問して、掃除等の家事支援や話し相手を通じた精神的サポート等のボランティア活動を行い、それを授業時間として認める。

図9 要関心独居老人に関する結縁事業



(2) より暖かく：家族関係の強化及び「社会的家族」構成の支援

①家族間の絆を強化するための家族親和的な文化を醸成する（女性家族部）

▶ 家族解体を防止するため、家族間関係が強化されるように支援し、非同居の両親に頻繁に連絡する社会的文化の環境を醸成する。

○家族解体を防止するための家族関係の強化を支援する。

【内容】家族間の円満な葛藤解消法及びコミュニケーションのための対話法などの教育プログラムを通じて、家族間の絆の強化を支援する。

* 老年夫婦の熟年離婚の予防：心を開く対話法、生産的な家族関係づくりなど。

* 1・3世代間の世代共感：孫の「高齢者類似体験」、祖父母の「青少年文化体験」など。

【支援方法】家族親和的な文化醸成事業の一環で、全国健康家庭支援センター(計149箇所)が推進し、住民センターなどを通じて積極的に広報する。

○家族愛キャンペーンの展開

【内容】毎週指定の曜日を両親に安否連絡を取る日(「家族愛の日」と指定し、放送やメディアを通じて宣伝する。

【支援】指定番号(両親の自宅電話)に対して、無料通話サービス(月5回)を提供するように、KT等の通信業の社会的貢献への参加を奨励する。

【参加】各界各層の参加誘導のために、関連機関(教科部)の協力を要請する。

例)：・幼稚園の課題：祖父母の宅を訪問して家族写真を撮る。

・小学校の課題：家族ツリーづくり、祖父母に手紙を書くなど。

・企業などで「家庭の日」退勤前に社内放送：「両親に連絡しましたか」など。

②農村型：「独居老人共同生活家庭」の活性化を誘導する。

地方移譲事業であり、各地方自治体で自律的に実施する。

【主要内容】公民館、老人ホーム等の既存施設の増築や改装により、本来の機能に加えて「独居老人共同生活家庭」の機能を追加し活用する。

特に、酷寒期・猛暑期に、危機・脆弱老人たちが利用できるように誘導する。食事や掃除等の日常生活は、地域共同体(村婦人会等)と協力して利用老人が自主的に運営する。

【拡散方案】一部の自治体で運営しているモデルをもとに、効果的なモデルを用意して、全国的な拡散を誘導する。

自治体から自発的に同事業を推進・拡大していくよう「自治体合同評価指標設定」等の全国拡散の誘導方案を検討する。

【期待効果】住居環境が劣悪で冷暖房費の負担の困難な低所得独居老人に快適な家庭環境を提供し、独居老人同士が集まってお互いに頼り合い、精神的健康が増進する一方で、社会的に安全確認の負担が軽減される。

事例： 敬老堂を利用した先進事例—金堤市（キムジェ市）（全羅北道）

- 【現況】 敬老堂 100 箇所を老人にやさしくリフォームして、1,130 人の独居老人と一緒に生活でき、村婦人会等が掃除や食事の用意等を支援する。
- 【運営・支援】 光熱費をはじめとする運営費を年間 300 万ウォン支援する。
運営費は、市で月 30～50 万ウォン支援（農林部の農村地域支援事業から支援ももらっている）し、食事準備等の運営は町の婦女会で賄う。
- 【効果】 直接費用(医療費や安全確認の政府予算)と間接費用(冷暖房費、主・副食費)の削減効果(1 箇所あたり 23 百万ウォン、その他にも、うつ病、自殺、孤独死等の社会的病理現象を予防する効果が期待できる)。

【独居老人共同生活家庭の運営効果—金堤市】¹⁴⁾

▶ 支援現況

表 6 金堤市の独居老人共同生活家庭の支援現況

ハンウルタリ幸せの家づくり			生活人員	備考
計	新築	改築・改装		
95 箇所	21 箇所	74 箇所	979 人	敬老堂数 594 箇所

出典：保健福祉部（2012）「独居老人総合支援対策参考資料」 p.8

【施設規模】 既存敬老堂(平均 25 坪)の活用（一人あたり 2 坪、12 人規模）

* 対人・対物火災保険と傷害保険の義務加入

【機能強化】 入浴施設設置のための増築・改修、健康補助器具の補強。

¹⁴⁾ 保健福祉部（2012）『独居老人総合支援対策参考資料』 pp.8-9

【支援基準】（箇所あたり）

- ・設置費：新築(50 百万ウォン)、改修(1.5～2.5 百万ウォン)、装備強化(6.5 百万ウォン)
- ・運営費：年 300 百万ウォン(1・4 四半期は 1 百万ウォン、2・3 四半期は 0.5 百万ウォン)

▶ 利用者(240 人)のサービス満足度(調査機関：キリスト大学産学協力団、2007.8)

(調査対象者年齢分布：60～69 歳 18%、70～79 歳 58%、80 歳以上 24%)

- ・寂しさ：93.3%緩和
- ・規則的な食事：86.7%の上昇で、入所者の健康上昇
- ・栄養摂取：100%（共同生活してから規則的な食事での栄養上昇）

▶ 表 7 箇所あたり(10 人利用)費用の効果分析（金堤市運営事例）

区分	単独生活(年間)	共同生活(年間)	節約額(年間)
■生活費			17 百万ウォン
冷暖房費	総 8 百万ウォン	3 百万ウォン	5 百万ウォン
	1 人当たり 800 千ウォン		
主・副食費	総 37 百万ウォン	25 百万ウォン	12 百万ウォン
	1 人当たり 3,720 千ウォン		
■医療費 (本人負担金+保険給付)	総 1,850 千ウォン	528 千ウォン	1.8 百万ウォン ¹⁾
	1 人あたり 185 千ウォン		
■安全確認の政府予算			4.2 百万ウォン
ケアサービス	総 3 百万ウォン	—	3 百万ウォン
	1 人あたり 305 千ウォン		
救急安全システム設置 (救急安全ケアサービス)	総 1.2 百万ウォン	—	1.2 百万ウォン
	1 人あたり 120 千ウォン		
総額	51 百万ウォン	28 百万ウォン	23 百万ウォン

注：1) 共同生活してから老人利用者の医療機関月平均利用回数は 1.4→0.5 回に減少し、それによる医療費（65 歳以上老人の外来診療費/回：11 千ウォン）が節約。

2) 共同生活によるうつ病、自殺、孤独死等の予防効果は費用効果分析に限界がある。

出典：保健福祉部(2012)「独居老人総合支援対策参考資料」p.9

③都市型：「独居老人ドォレ会」支援

- ▶ 独居老人間の自助会(「ドォレ会」)を構成し、親睦を通じたうつ病予防やボランティア活動を通じたプライド向上を支援する。

【内容】独居老人を訪問して、話し相手、安否確認及びボランティア活動を行う。

サークル活動や集団プログラムなどの親睦活動を行う。

例)：5人で構成された自助会(「ドォレ」)が、20人の体の不自由な独居老人を支援する。

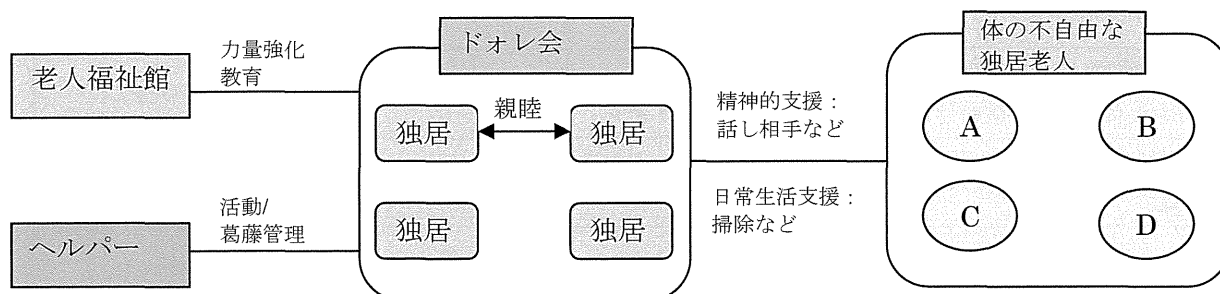
【支援】・老人福祉館は、自助会構成員の力量強化教育や参加意識の向上を通じた集団プログラムを提供する。

例)：対人関係及びコミュニケーション能力などの社会性向上プログラム

例)：健康教育、1泊2日ドォレキャンプ、文化体験及び施設見学、構成員の誕生日祝いなど。

- ・該当地域のヘルパーがサポートとして、ボランティアや親睦活動を支援し、独居老人間の葛藤調整などの管理役割を果たす。

図 10 都市型「独居老人ドォレ会」のイメージ図



出典：保健福祉部 (2012)「独居老人総合支援対策」p.9

事例：永登浦(ヨンドンポ)老人福祉館の「一緒に暮らす」事業 (総 120 名参加)

(3) より快適に：所得及び日常生活支援の強化

① 貧困老人に対する高齢者雇用の優先提供

- ・次上位層以下の独居老人の雇用が優先に選定できるように加点する (基礎受給から除外された次上位層の独居老人を積極的に連携する)。

公共型の高齢者雇用が実質的な所得保障対策になれるよう、次上位層以下の独居老人に対して雇用期間延長を検討する。

* 現行(2013年)の公共型高齢者雇用の期間及び報酬：9ヶ月、月20万ウォン。

- ・独居老人を共働き世帯の「ひとり児童」の世話をするアイドルボミに優先先発して、所得保障や孤立感解消を支援する (女性家族部)。

*アイドルボミ事業：

- ・女性家族部で実施している「アイドルボミ支援事業」において、就労脆弱階層（例えば、無職世帯の低所得の女性や独居老人など）を優先に採用する。
- ・満 12 歳以下の子どもがいる共働き家庭（就業家庭）にアイドルボミが訪問して、おやつ、衛生、安全などの一時的ケアサービスを提供する。（1 時間 5 千ウォンを支援、2012 年：435 億ウォン）

表 8 アイドルボミ給与例（時間制アイドルボミの手当）

子ども数	基本	深夜・週末
1 名	5 千	6 千
2 名以上	5 千+[（総子ども数-1）* 2,500 ウォン]	6 千+[（総子ども数-1）* 3000 ウォン]

出典：女性家族部（2013）「アイドルボミ（子育て）支援事業案内」p.44

高齢者雇用

- ・老人福祉法第 23 条を根拠に、65 歳以上の老人の所得保障及び社会的参加の活性化のために、高齢者適合型雇用を提供する。

*2004(2.5 万件、143 億ウォン)→2010(18.6 万件、1,366 億ウォン)→2012(22 万件、1,672 億ウォン)

表 9 高齢者雇用の分類及び例

区分	高齢者雇用の例
公共分野 (20 万ウォン、9 ヶ月)	街環境の守り、給食ヘルパー、老・老ケア、保育ドルボミ、文化財の解説者など地域社会への貢献及び疎外階層の支援分野。
民間分野	サービス業の人材派遣(試験監督官等)、創業支援(シルバーカフェ等)、企業インターン支援(シニアインターンシップ)、退職後の専門経歴活用支援(シニア職能クラブ)など。

注：公共分野において、雇用期間は 2013 年より 9 ヶ月に拡大する。

出典：保健福祉部(2012)「独居老人総合支援対策参考資料」p.7

- 2011年参加者の34%は独居老人であり、77.6%は生計費等の経済的理由で雇用事業に参加した。

表10 高齢者雇用参加者の世帯構成 (単位:名、%)

区分	全体	老人夫婦	独居老人	家族同居	その他
人員	246,782	87,161	83,826	55,935	19,860
割合	100.0	35.3	34.0	22.7	8.0

出典：保健福祉部(2012)「独居老人総合支援対策参考資料」p.7

②体の不自由な独居老人の家事・活動を支援する。

- 骨折などにより寝たきり状態が一定期間継続されている独居老人に、掃除や洗濯、炊事などのサービスを提供する。
 - * 高齢者雇用の形態として、老・老ケアを大幅に拡大(2012：6千名→2015：20千名)し、既存の高齢者ケアサービスを活用する方案を検討する。
 - 2010年：65歳以上の骨折患者及び骨折による給付額：400,865名、4,230億ウォン
 - * 高齢者ケアサービスを長期療養サービスに含む方案を検討。
 - * 寝たきり老人の療養機関(療養病院—療養施設)機能の再整備。

③「独居開始段階にある老人自立支援プログラム」運営

- 配偶者の死亡により、精神的健康が悪化し日常生活の行動に困難のある独居老人を対象に、精神的サポート及び健康な生活ができるように支援する。
 - 【意義】配偶者が死亡の際、うつ病の発生率が高く、特に男性の場合、炊事や掃除などの日常生活の維持が困難である。
 - 【支援内容】喪失感、うつ病を解消するための精神的・自立支援プログラムを提供し、死別者の集まり会を用意することなど。
 - 例1)：義王市(イワン市)老人福祉館：「エプロンをつけた男の幸せ」プログラム運営中。
 - 例2)：永登浦(ヨンドンポ)老人福祉館：独居老人うつ病管理教室。
 - 【支援手順】住民センターなどで死亡申告の際に独居を確認し、該当地域の利用可能な「独居老人自立支援プログラム」を案内する。
 - * 「基礎老齢年金受給変更(夫婦世帯→単独世帯)の通知」において自立支援プログラムの告知を並行的に推進する。
 - 【提供機関】老人福祉館、社会福祉館を通じてプログラムを運営する。
 - * 韓国老人総合福祉館協会から標準プログラムを開発して7月に関連機関に配布する。

(4) より健康に：自殺、慢性疾患、認知症の管理の強化

①自殺高危険群の集中管理システムを構築する

- 自殺危険性の高い独居老人の発見及び管理のため、関連機関間(精神保健センター—老人福祉サービス提供機関)の協力体制を構築する。

【Gate-keeper 育成】教育用マニュアルを開発し、老人ドルボミを自殺予防のための Gate-keeper として育成する。(9-10 月、183 箇所精神保健センター)

【自殺高危険群の発見及び管理】自殺高危険群の発見時、該当地域の精神保健センターに申告し、軽微の状況であっても持続的なモニターリングを実施する。

②健康危険の独居老人に対する持続的な健康管理

・訪問健康管理サービス(保健所)対象者の選定の時、独居老人の現況調査結果を積極的に活用できるように、地域別脆弱独居老人のデータベース(DB)を保健所に提供する。

独居老人は、ほかの対象者より危機対応能力が脆弱のため、次上位層以下の独居老人の中で健康危険群にあたる人に対しては訪問健康管理サービスを優先的に提供する。

*次上位層以下の独居老人を現在の 2 位から 1 位へ変更する。

③独居老人の早期発見及び治療の強化

【内容】認知症になりやすい 75 歳以上の独居老人(2012 : 53 万名)を優先検診対象者と選定して、認知症早期検診を実施する。

*75 歳以上の老人は、65 歳以上の老人より認知症発生率が 1.8 倍である。

→ 福祉部が提供した地域別 75 歳以上の独居老人名簿を受け取った保健所は、対象者に連絡あるいは訪問して、認知症検診を行う。

【治療】認知症判定を受けた場合、認知症薬剤費を支援(月 3 万ウォン)し、認知能力改善プログラム(地域の国・公立療養病院)を独居老人に優先的に提供する。

④尊厳な葬儀(dignified-dying)の支援

・【支援内容】無縁老人死亡者の葬儀の時、葬儀場貸与、訃報案内などの最低限の儀礼は行えるように「無縁故者に対する葬儀マニュアル」を普及する。

自治体は、葬儀マニュアルによって、無縁かどうかを確認し、死亡後の家族連絡及び葬儀などを支援する。

*無縁故老人死亡時、別途の追悼手順なしに埋蔵または火葬後に公告(葬儀法第 12 条)

*葬儀処理のための自治体支援費用: 平均 49 万ウォン

・【葬儀方法】ケアサービスの受給者の中で、無縁故老人を対象に、生前に宗教や遺品処理、葬儀方法などに対して調査を実施し、死亡時には希望の方法によって行う。

・【費用充当】無縁故独居老人の遺留金品がある場合、葬儀実行に優先充当(葬儀などに関する法律、国民基礎生活保障法の規定を準用)し、民間後援を活用する。

4. 現在の推進状況¹⁵⁾

①安否確認サービスを拡大: 対象者 100 万名まで

②低所得・独居老人対象の雇用事業: 7 か月→12 か月

③短期家事支援サービス: 拡大

④自助会モデル事業: 20 地域で実施

¹⁵⁾ 2013 年 2 月 26 日、保健福祉部老人政策課への電話調査より。

⑤自殺予防のキーパー派遣事業

⑥認知症早期予防検診事業：75歳以上優先

V. 『高齢者雇用事業』について（子育て支援サービス雇用を中心に）¹⁶⁾

1. 高齢者雇用事業とは？

- ・高齢者雇用事業とは、中央政府（保健福祉部）と地方政府が、事業の実行機関に登録した高齢者を対象に、雇用の報酬や付帯費用を支援することにより、雇用を創出する事業である。
- ・本事業は、2004年からスタートして、毎年、持続的に拡大されてきている。
- ・対象者は、満65歳以上の身体労働が可能な方である（事業種類や運営形態によって60～64歳の方も参加可能である）。
- ・本事業は、老人福祉法第23条、第23条の2、低出産・高齢社会基本法第11条を根拠としている。

2. 事業の実施について（保健福祉部（2013）『2013年高齢者雇用事業総合案内（指針）』）

（1）運営主体別の役割分担： 具体的内容は「指針」の pp.14-16

- ・【保健福祉部】：政策策定、予算支援（国庫）など
- ・【韓国老人人力開発院】：新規雇用の開発及び全国普及、参加老人の教育・訓練、調査・研究、実行機関の経営支援、DB 拡充、事業評価など
- ・【韓国老人人力開発院地域本部】：地域特化雇用モデル開発・普及、地域人的資源開発、高齢者雇用コンテスト開催・支援、地域資源の調査及び連携活動など
- ・【広域自治体】：地域内事業の総括、予算支援（地方費）など
- ・【基礎自治体】：
- ・【事業実行機関】：事業実行、参加者募集・選抜・管理など

（2）支援予算及び推進：（2013年2月26日、保健福祉部老人支援課への電話調査より）

- ・支援予算は、政府と地方自治体で半々支援する。ソウル市の場合、政府3割、市が7割負担する。
- 事業予算は、保健福祉部から自治体（市・道→市・郡・区）を通じて、それぞれの事業実行機関に支援されている。全国的に、1,214ヶ所の機関で5,000件以上のプログラムを実行している。

（3）事業の実行機関：

¹⁶⁾ 「高齢者雇用事業」は、2013年2月26日に行った保健福祉部老人支援課への電話インタビューより、関連資料を参考に整理した。

高齢者雇用事業を推進し、参加者を募集・管理などの実質的な業務を実行する機関である。主には、次のような4つの機関がある。

- ①地方自治体：該当の市・郡・区（高齢者福祉担当課）で高齢者雇用事業を実施。
- ②老人福祉館：高齢者福祉を増進するための高齢者雇用を実施。
- ③シニアクラブ：高齢者雇用の専門機関として高齢者に適した雇用を提供。
- ④大韓老人会就職支援センター：民間企業などに雇用を提供。

表 11 事業の類型及び予算支援基準

(単位：ウォン)

類型	定義	勤務条件・詳細基準	雇用の例	参加者一人予算支援				類型比率	国家補助		
				人件費(月)	参加期間	付帯経費	計				
公共分野	社会貢献型	公益型	自治体の業務領域で創出された、地域社会の発展及び開発に貢献できる公益性の強い雇用	1日3~4時間、1週間3~4日勤務、 基礎老齢年金受給権者、高齢者雇用参加経歴 ただし、教育型は、関連外部教育履修及び専門性を考慮する	小学校給食ヘルパー、地域社会文化財管理支援、スクールゾーン交通支援など	20万	9か月	14万 (予算内で公益型は12~14万、教育・福祉型は14~16万の柔軟な適用)	192~196万	福祉型事業は最低20%以上推進、その他は自治体の自立的判断で実施	50% (ソウル市30%)
		教育型	特定分野の専門知識や経験のある場合、福祉施設及び教育機関などで講義を行う雇用	講師派遣事業、文化財解説事業、通訳・翻訳事業など							
		福祉型	社会活動の困難な疎外階層の生活安定や幸福追求を支援する雇用	老-老ケア、地域児童センター連携事業、多文化家庭支援事業など							
民間分野	市場進入型	人材派遣型	需要先の要求によって教育終了後に該当先に派遣され、一定の賃金が支給される雇用	経歴及び関連教育の履修	試験監督、家事ヘルパー、警備員などの派遣	—	年中	15万	10~15万	各自自治体の割り当て	—
		市場型	共同作業	製造、販売、サービスなどの事業を運営しながら一定の収益が発生して、政府補助金以外に追加収入が発生する雇用	アパート宅配、シルバーカフェ運営、食品製造及び販売、共同作業場の運営など	—	年中	180万	180万		
			製造販売	—	—	—	年中	200万	200万		
	市場自立型	シニアインターンシップ	老人が企業内の事業現場でインターンとして参加する機会を提供する雇用	—	販売員、大型スーパーの物流管理、顧客相談など	—	—	—	—	—	—
		エイジフレンドリー企業	高齢者に適した職種を開発し企業設立を支援することより、市場競争力と持続性を備えた雇用を創出	—	食品製造及び加工会社、地域児童の給食、人材派遣会社など	—	—	—	—	—	—
		シニア職能クラブ	専門経歴のある退職者が、経験を共有できるまたは才能寄付などの雇用を提供	—	健康保険審査評価員、国立公園管理公団、大韓地籍公社など	—	—	—	—	—	—
雇用モデル事業		独居老人を優先にする雇用創出	—	—	20万	12か月	16万	256万	全国計3,000件	—	
実行機関専門人材		—	—	—	100万	11か月	—	1,100万	—	—	

出典：韓国老人人力開発院 HP (<https://kordi.go.kr/mainSub.do?mCode=B0572>)、

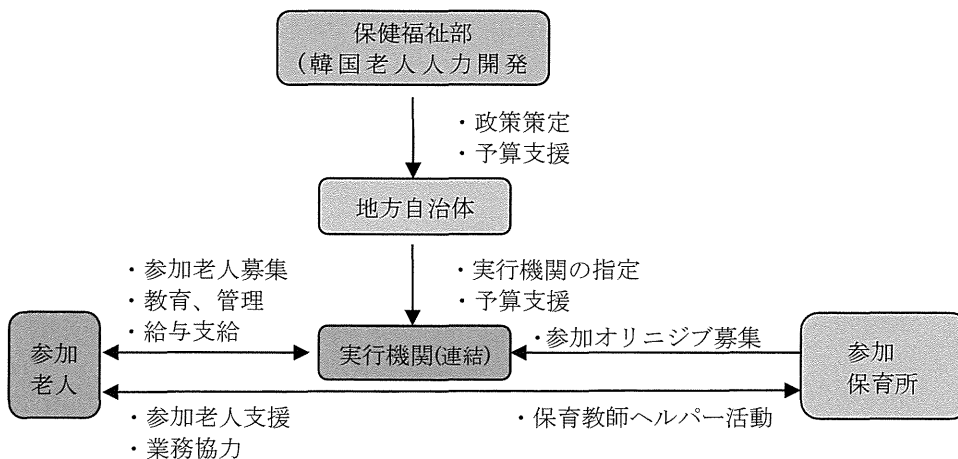
保健福祉部 HP (http://www.mw.go.kr/front_new/jc/sjc0110mn.jsp?PAR_MENU_ID=06&MENU_ID=061004) を参照に作成。

3. 事業案内 : 子育て支援の高齢者活用

【保育教師ヘルパー事業】－「福祉型」¹⁷⁾

- ・本事業は、関連教育を履修した老人が、保育所で生活礼儀教育、食事や遊びの指導などの保育教師を補助する業務を行う事業である。
- ・本事業の雇用件数は、2011年890件→2012年3100件に拡大された。
- ・本事業は、「小学校給食ヘルパー事業」とともに、社会的有用性の高い事業として「高齢者雇用事業」の中長期的な目標である。
- ・事業内容：乳・幼児の食事・遊び補助、生活礼儀の指導など、保育教師を支援する業務を行う。(食事作りや環境美化業務などの単純労働業務は遂行しない)
- ・給与：1人あたり月20万ウォンを政府と自治体が支援する。
- ・事業期間：毎年3月から9か月(2013年から7か月→9か月)間、週に2~3回、月36~42時間の範囲内で保育所と協議のうえ活動する。
- ・期待効果：事業参加老人は、単純な就労事業に比べて業務満足度が高く、子どもと接することを通じて生活の活気が得られることが期待できる。一方で、事業参加の保育所は、従事者1人当たりの業務量が軽減されることで保育サービスの質を向上し、乳・幼児対象の食事・生活礼儀などの人格教育が可能になる。
- ・事業主体別役割分担：

図11 高齢者雇用の各主体別役割分担



出典：保健福祉部(2012)「報道資料：保育所・小学校のヘルパーとしてシニアが働く」p.6

17) 保健福祉部(2012)「報道資料：オリニジブ・小学校のヘルパーとしてシニアが働く」

4. 子育て支援の高齢者活用の先進事例について¹⁸⁾

高齢者を子育て支援に活用した事例として、ドンサン老人福祉館の「ネリサランアイドルボミ」事業を紹介する。

* 「ネリサランアイドルボミ」事業：ドンサン老人福祉館：<http://silver.d21.org/>

(1) 実行機関：社会福祉法人 ドンサン老人福祉館（安山市）

(2) 事業概要：本事業は、保健福祉部で実施している「高齢者雇用事業」の一つとして、本事業に登録・参加した老人たちがひとり親家庭の子どもの世話をすることで、児童の心理・情緒的安定、養育指導や子育て費用などの経済的費用削減、1・3世代の感情的交流などのメリットがある有意義な事業である。本事業のサービスを利用した家庭の95%以上が満足していることが示された。本事業は、2009年に保健福祉部の「高齢者雇用事業評価大会」で最優秀賞を受賞し、2011年にも優秀賞を受賞した。

(3) 事業利用対象：安山市管内の65歳以上の健康な高齢者（基礎老齢年金受給者）

(4) 事業期間：毎年3月～10月（事業団の特性により延長運営可能）

(5) 給与：20万ウォン／月（40～46時間勤務が満たされた場合）

(6) 事業詳細

表 12 子育て支援関連の高齢者雇用事業の例

	アイドルボミ	親切なおばあちゃん
定員	80名	50名
勤務時間	3～4時間／日、40～46時間／月	3～4時間／日、40～46時間／月
勤務場所	ひとり親（受給者）家庭及び 低所得家庭	地域児童センター及び保育施設
勤務内容	放任児童の保護及びケア	機関内の子どもケア及び業務支援

出典：ドンサン老人福祉館ホームページ(<http://silver.d21.org/>)より作成。

18) 韓国老人人力開発院 HP を参照。

5. 2013 年度の新事業について¹⁹⁾

【福祉型年中雇用モデル事業】：全国計 3,000 件を提供する。

- ・ 事業目的：低所得の独居老人を年中で雇用し、働くことを通じて安定的な生活が維持できるように支援し社会参加の機会を提供する。
- ・ 事業類型：「福祉型」 — 「年中雇用モデル事業」 — 「(老-老ケア) 挙動の不便な老人のケア事業」
- ・ 参加者：65 歳以上の低所得・独居老人
 - 低所得基準：基礎老齢年金所得定額が次上位選定基準の 1 人あたり基準所得認定額以下であること
(2012 年基準で 553,354 ウォン)
 - 参加年齢：65 歳以上 (60~64 歳参加できない)
 - 世帯形態：老人独身世帯 (独居老人) *住民登録謄本上にて独居老人と明記
 - 申請資格：基礎老齢年金受給権者
- ・ 参加期間：12 か月 (2013.1~12)
- ・ 勤務時間：月 36~40 時間
 - * 老人の身体能力を考慮して、1 日 6 時間勤務を超過しないように管理する。
- ・ 活動形態：参加者一人当たり 2 人にサービスを提供する。
 - * サービス対象者 1 人にあたる時間は、月 18~20 時間程度である。
- ・ 予算支援基準：給与：月 20 万ウォン/人
付帯経費：年間 16 万ウォン/人
- ・ 活動内容：

表 13 「福祉型年中雇用モデル事業」の活動内容

区分	活動内容
基本活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス対象者の訪問調査：必要サービス及び関連現況の調査 ・ 初期訪問の時、「サービス申請書」作成・受付 ・ 安全確認：訪問時に健康状態を確認
選択活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情緒的支援：話し相手、本や新聞の読み上げ、悩み相談、生活情報の提供など ・ 家事支援：掃除、料理、食事の準備や片付け、洗濯や部屋片付けなど ・ 個人活動支援：病院や薬局に同行、薬の服用、各種手続きの代行、衛生状態の支援、散歩など

出典：保健福祉部 (2013) 「高齢者雇用事業総合案内」 p.54

【公益型未来世代支援事業】：CCTV 常時管制事業。

【福祉型老-老ケア事業】：挙動の不便な高齢者ケア支援と生活施設利用者ケア支援の二つの類型に再編。

¹⁹⁾ 保健福祉部 (2013) 「高齢者雇用事業総合案内」 p.54

VI. おわりに

日本でも高齢者を子育て支援や地域福祉の担い手として積極的に活用する取組が行われてきたが、韓国の場合、「低所得」や「独居老人」という形で、高齢者の階層や居住形態で対象化しながら施策を展開している点が特徴的である。これは、高齢者の貧困や独居老人の問題が重要な政策課題と認識され、社会保障上での貧困解決等にとどまらず、地域福祉レベルでも、低所得者や独居老人の社会的包摂を進めることで、社会的排除を解決しようとするものと理解できる。

少子化対策と高齢化対策は相互に関連しており、まさに高齢者の子育て支援活用とは両者が地域福祉の実践で関連する取組である。今後、新政権での制度変化や制度改革、本稿で取り上げた施策の政策効果を検討していきたい。

補遺：本稿の作成にあたり、横浜国立大学大学院 韓松花氏のサポートに感謝する。

参考文献：

- ・保健福祉部（2011）「第2次低出産・高齢社会基本計画」
- ・保健福祉部（2012）「第2次低出産・高齢社会基本計画高齢社会部門補完版」
- ・保健福祉部（2012）「独居老人総合支援対策」
- ・保健福祉部（2012）「独居老人総合支援対策参考資料」
- ・保健福祉部（2012）「報道資料：高齢者雇用事業優秀プログラム選定」
- ・保健福祉部（2012）「報道資料：オリニジブ・小学校のヘルパーとしてシニアが働く」
- ・韓国老人人力開発院（2012）「2011 高齢者雇用事業運営実態調査」
- ・韓国老人人力開発院（2012）「2011 高齢者雇用統計動向」
- ・韓国農村経済研究院（2012）「高齢化と高齢者貧困の実態」『週刊農業・農村動向』Vol.45, pp.7-12.
- ・保健福祉部（2013）「老人雇用事業総合案内」
- ・女性家族部（2013）「アイドルボム（子育て）支援事業案内」

HP：

- ・保健福祉部：http://www.mw.go.kr/front_new/index.jsp
- ・韓国老人人力開発院：<https://kordi.go.kr/>
- ・100歳ヌリ：<https://www.100senuri.go.kr:4433/>
- ・独居老人総合支援センター：<http://1661-2129.or.kr/index.html>
- ・ドンサン老人福祉館：<http://silver.d21.org/>
- ・ドクヤン老人総合福祉館：<http://www.withnoin.org/>
- ・オジンセム老人総合福祉館：<http://ojin.saem.or.kr/>